

## 平成22年 3月議会

(質問要旨)

1. 市長の政策評価について
2. 教員人事の委譲について
3. 学力テストについて
4. 就学援助について
5. 子供手当について
6. 食育について
7. みんなで支えるまちづくり条例について
8. 障害者支援について
9. 第3次男女共同参画プランについて

**【質問 1】 教育人事権・予算権の移譲をうけ、吹田市独自の教育改革を！**

平成 23 年を目途に豊中、池田、箕面、豊能、能勢の 5 市町村が、市町村立小中学校教員の人事権を大阪府から移譲を受け、広域で教員採用などを行う方針を決めた。今後他市の取り組みが進む中で、法的にも人事権と予算権の移譲が可能になった場合、吹田市としても他市と連携するなどして、権限の移譲を受けるつもりがあるかどうか市長の見解は。

**【答弁】**

人事権移譲が本市の教育施策と学力をはじめとする子ども達の成長にどのように関わり、移譲に伴う諸課題にどう対処すべきか、また教育委員会と市長部局との連携、大阪府あるいは近隣各市との連携・共同のあり方などについても、今後、更に論議を深めていきたい。

**【市長】**

地方分権時代にあっては、権限、財源、人材の一体的な移転を前提に、分権を積極的に推進し、自己決定、自己責任、自己経営を基本とする「自主・自律」のまちづくりを推進していかなければならない。教員の人事権の問題につきましても、基本的には同じ考えで進めていく必要があると思っている。

**【意見】**

権限移譲にリスクは多いが、リスクをとらねば改革などできない。私は今の日本の公教育はこのままではいけないと考えている。公教育の何が一番問題か。それは若者が弱く元気がなくなっているということ。今後国際化が進み、人とモノの流れが盛んになればなるほど、日本の若者は今後ますます競争にさらされ市場原理の中で仕事がなくなっていく。そんな国際情勢は無視して国内の中だけで、やれ平等だ、競争は駄目だ、権利だ、憲法だといっていて、今の豊かさや生活レベルが本当に維持できるのか。国際社会の中で国民一人一人が、生産性を高め、国際的に付加価値の高い仕事していくこと、そして、国や各自治体はそれができる人材を厳しさと愛情を持って必死で育成することが必要。誠実で勤勉、忍耐力があり、国やその歴史に誇りをもった日本人を教育によって育成せねばなりません。戦後の占領時にアメリカがもってきた教育制度で、偏差値秀才の官僚の指導の下、全国一律の教育をやっている限り、今の現状はそう簡単に打ち破れない。たとえ格差ができて、やれる地域、やる気のある地域からリスクを背負ってやるべき教育をやらねばならない。

**【質問】 就学援助支給の基準の見直しが必要ではないか？**

吹田市の就学援助の支給基準は、北摂各市の中でも最も緩いものであり、その認定率も他市と比べて 1.5 倍から 3 倍ほど高い。数字を挙げれば、認定率は平成 20 年のデータで、豊中 20.5%、高槻 20.2%、茨木 17.8%、箕面 14.3%、池田 11.5% に対して吹田市は 29.3%。全国平均は約 14% で大阪府平均が約 25% であることを考えても、財政状況が最悪というわけではない本市の小中学生の保護者の 10 家庭につき 3 家庭が保護を受けているという状況は明らかにおかしい。財政難の折ですから、ゼロクリア一戦もいいが、こうした問題にもしっかりと見直しをかけてはどうか。

【答弁】

「基準の見直し」については、国の施策の動向や本市の厳しい財政状況を充分勘案し、検討していく。

【質問】 **若者のニーズを捉えた将来的な計画を！！**

私たちは、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法ができて女性の権利は高まり社会は発展してきた、女性の社会進出は歓迎すべきという立場。しかし、男女共同参画の錦の御旗の裏で、経済の合理化のものさしで進められた雇用形態の変化があった事実や、男らしさや女らしさを否定したり、専業主婦の地位を低下させたことによって、社会の基盤である「家族」が崩壊しつつあるという現状に警鐘を鳴らしたい。

男女共同参画が提唱された20数年前から現代まで、社会には変化があった。

①男女雇用機会均等法が出来た1986年当時は、企業が労働力の確保に必死であり、その為には仕事と家庭の両立支援が必要で、政府は出産・育児期の母親たちをも基幹労働者にすべく、莫大な税金を投じて各地に保育園を次々に増設、国策として共働きを奨励した。しかし、いまや企業は人余りで労働力が余っている。

②関西大学の片桐教授の行った女子大学生の意識調査では、2007年以降、結婚もしくは出産までで仕事をやめたいというニーズが、ずっと続けるというニーズを上回るようになった。

③現在アメリカでは、脳科学から男女の特性に着目し公立学校での男女別クラス編成を積極的に取り入れ始めている。一方、日本の教育は男女画一で、どちらかといえば女子の特性に合わせたものになっている。また近年では「草食系男子」なる言葉も生まれるくらいで、男性の弱体化が目立つ。家裁送致になる非行少年を調べると、かなりの確立で、母子家庭であるか、父親が子供に無関心であるか、父親が虐待を行っているか、のいずれかの類型に当てはまる。父親が弱くなり父性的なかわりが出来なくなることは、教育にもマイナスの影響を及ぼしている。

このように社会背景は変化してきており、従来の政策通り「男らしさ女らしさ」を完全に否定し、男女の性差をなくしていくことは、生物学的にも合理性がなく、実社会にも良い現象をうみださない。「男らしさ女らしさ」のマイナス面ばかりをみて否定するのではなく、その良い部分に着目した再定義を行い、男女の特性を認め合う共同参画や教育を目指して、本市の男女共同参画の3次プランを策定していくべきだと考える。担当部局の見解を聞きたい。

【答弁】

次期男女共同参画プランの策定については、男女共同参画推進条例に基づき男女共同参画審議会の答申を受けて意見をいただき諸過程を経て策定していきたい。

【要望】

私の提案はほとんど参考にすることなく、今ある条例と審議会の意見で今後の3次プラ

ンを考えていくということだが、私が問題視するジェンダー論が条例に組み込まれているし、審議会のメンバーもこうした理屈が好きな人が多いのだから、それではいつまでたってもプランはかわらない。

日本ではいつの間にかジェンダー理論が、国の制度や条例に刷り込まれ、政治や教育の世界では金科玉条のように扱われ、それをおかしいといえない空気がある。私は議員になって3年間ずっとこの点に疑問を感じ、男女問わず多くの市民にこの問題を投げかけてきたが、ほとんどの市民も過度なジェンダー論はおかしいと思っていることがわかり、代弁したいと思っている。たった50年ほど前に作られた西洋の思想に翻弄され、日本の先人達が長年にわたって築き上げてきた教育理念や相互扶助の家族システムを崩壊の方向に向かわせようとしているのは、今を生きる我々の大きな罪ではないか。若い世代の意識も変わってきている。次回のプラン作りには、そうした若い世代の声もしっかり取り込んで、政策の方向転換を図ってもらいたい。

## (質問全文)

吹田新選会、神谷宗幣、会派を代表して質問をさせていただきます。

吹田の市議会議員にさせていただいてはや3年が経とうとしております。任期も最終年度を迎えるにあたって、選挙時に市民の皆さんとした約束がどれだけ果たせたか、自分の活動を振り返るに、約束の半分も果たせていないのではないかと自責の念に駆られています。

この点、市の最高決定権をお持ちの阪口市長はいかがでしょう。自分の公約はどれほど実現できたとお感じですか。

最近の市長の演説では、日経グローバルの「全国都市のサステイナブル度調査」で総合10位に入ったことを強調しておられます。雑誌の方も読ませていただいたのですが、どの分野で高く評価されたのかが、雑誌の内容だけではよく分かりません。この点について詳しくご説明下さい。

そして「サステイナブル」とは持続可能なという意味であります。本市は財政的にも「サステイナブル」なのでしょう。財政難になっている市政の現状は、税収の落ち込みだけが原因ではないと感じるのは私だけではないでしょう。そうしたことから、任期の最終年度の予算審議にあたり、本市の市政運営がこの4年間どうであったのか、振り返る必要性を強く感じています。

そこで質問しますが、この4年間で市長が自信をもってやりきれると言える施策は何がありますか。マニフェストに沿ってご説明ください。

また、総合的に市長自身の評価をどのように捉えておられますか。自己評価を聞かせて下さい。

更に、実際に市長の指示を受けて政策を進める職員からの評価をどのように把握しているのでしょうか。その手法と現況をお聞かせ下さい。

続いて教育関連の質問をいくつかお聞きします。

まず、教員人事権の移譲について。2月28日の産経新聞の朝刊で、平成23年を目途に豊中、池田、箕面、豊能、能勢の5市町村が、市町村立小中学校教員の人事権を大阪府から移譲を受け、広域で教員採用などを行う方針を決めたと、報道されました。

この点について、我々吹田新選会は「大阪教育維新を市町村からはじめる会」において橋下知事と上記のプランを相談してきましたので、先の12月議会で阪口市長の呼びかけで近隣市と連携して全国に先駆けた改革を発信してはどうかと提案をし、市長のご意見を求めたわけです。しかし、市長は「様々な議論があることは認識している」とか「教育の条例を作ります」と明確なお答えをされないままで、結局他市に先を越されようとしています。

ここで再度市長にお聞きしますが、他市の取り組みが進む中で、法的にも人事権と予算権の移譲が可能になった場合、吹田市としても他市と連携するなどして、権限の移譲を受けるおつもりがあるかどうか。明確にお答え下さい。

市長の見解を求めると共に、私の考えも申し述べます。確かに、今回の権移譲プランには、地域間の教育格差生むことや恣意的な人事採用、西宮などの例にもあるような教員組合の不正人事、人材確保の困難性などリスクがあります。おそらく、大半の方はリスクの方を強調されるでしょう。

しかし、リスクをとらねば改革などできません。私は今の日本の公教育はこのままではいけないと考えています。それを少しでも変えるために、私は政治の世界に入りました。橋下知事や仲間の議員と教育を考える会を作ったのもその為です。

公教育の何が一番問題か。それは若者が弱く元気がなくなっているということです。私は、21の時に海外に出て、海外の同世代の若者のパワーに圧倒されました。高校教師として教壇に立ち教育現場の衰退に危機感を覚えました。ロースクールでは日本のエリート教育に失望しました。そうした経験から、政治の世界に入ってなんとか制度から変え、日本の若者を強くしなければ自分達の未来がない、ともがいているわけです。

また、議員になってからも毎年、私費で海外の学校を視察に行っています。皆さんはベトナムやタイの大卒の若者が平均月収いくらで働くかご存知でしょうか。彼らは大体日本円にして1万円前後で働きます。それに対して日本の大卒の若者の平均月収が19万円くらいです。給料を単純に比較して、日本の若者の仕事の質が他のアジアの国の若者の10倍以上あるかといえば、答えはNOです。つまり、国際化が進み、人とモノの流れが盛んになればなるほど、日本の若者は今後ますます競争にさらされ市場原理の中で仕事がなくなっていくのです。そんな国際情勢は無視して国内の中だけで、やれ平等だ、競争は駄目だ、権利だ、憲法だといっていて、今の豊かさや生活レベルが本当に維持できるのでしょうか。

こうした価値観をすべて否定するわけではありませんが、もっと先にやるべきことがあるはずです。

それは、国際社会の中で国民一人一人が、生産性を高め、国際的に付加価値の高い仕事していくこと。そして、国や各自治体はそれができる人材を、厳しさと愛情を持って必死で育成することです。誠実で勤勉、忍耐力があり、国やその歴史に誇りをもった日本人を教育によって育成せねばなりません。戦後の占領時にアメリカがもってきた教育制度で、偏差値秀才の官僚の指導の下、全国一律の教育をやっている限り、今の現状はそう簡単に打ち破れません。たとえ格差ができて、やれる地域、やる気のある地域からリスクを背負ってやるべき教育をやらねばならない。そして、いくつかの成功した地域の例を基に、国全体の制度を変えていく必要があるのです。これは教育に限ったことではなく、経済問題も同じです。ですから今さかんに地方分権が叫ばれているのでしょう。国民が今年の政権交代で望んだことは国の抜本的改革です。我々地方議会もそれを認識すべき時ではないでしょうか。

阪口市長も首尾一貫して地方分権をうたえておられます。今回の権限移譲は教育における地方分権でありますから、是非吹田市も取り組んでいきましょう。

次に、前回に引き続き、学力テストについてお聞きします。

国の学力テストは抽出方式に変わるようになったわけですが、代替の大阪府の統一テストについては残念ながら来年度は作成が間に合わないようです。そこで今後の選択肢としては、国の統一学力テストに自主参加するということが考えられますので、吹田市の方針を先日教育委員会に問い合わせたところ、自主参加には手を上げるとのことでした。

そこで、質問ですが、どのような形態で参加するのか、その分析や結果の公表はどうするのか、計画をお聞かせ下さい。

次に就学援助についての質問です。

私は3年かけて市内の小中学校を今日現在で48校まわらせていただいています。多くの学校をまわり、それぞれの学校の様子を聞いて確信したことがあります。それは、就学援助率の高い学校は、生活習慣などを見てもしんどい子供が多く、学力も相対的に伸び悩んでいるということです。

誤解を恐れずに言えば、家庭環境の問題が子供の学力に大きな影を落としているということです。口にはあまり出されませんが、この問題には現場の先生方も苦慮されていらっしゃるように感じています。私は何も経済的にしんどいことが悪いといっているのではありません。どうも就学援助を受けておられる保護者の方々の中に生活習慣の指導や子供のしつけをしっかりとってくださっていない方が多く、その点に大きな問題があるのではないかと分析しているわけです。例えば、就学援助を受けているのに、給食費や教材費が未納で学校の先生方が回収に追われるといった話を、いろいろな学校で耳にしてきました。

現場視察を続け、こうした家庭の問題には学校の先生方では強く介入できないと考えた、我々吹田新選会は、子育てはまず家庭環境の改善からと考え、自民党の議員の方々と連携し、昨年は「親学」を推奨し、家庭教育の重要性を訴え、シンポジウムや勉強会を市民にも呼びかけながら進めてきました。しかしながら、そうした学びの機会を作っても集まってこられるのは子供の教育に意識の高い保護者の方だけで、本当に考えていただきたい方々はまったく集まってくださらないことがわかりました。

そこで、我々の会派が提案したいのは、就学援助の受給を受けるにあたって条件をつけることができないかということです。具体的には、就学援助の受給される保護者の方には毎月、市が計画する子育て講習を義務として受けていただき、子供の発達段階に応じた親の関わり方や食育などを学んでいただければどうかと考えています。

税金で特別な援助を受けるのですから、一定の義務があった方が受けていない方との公平性が保てますし、講習によって保護者の意識が高まり家庭の教育環境が少しでも改善されるのであれば、子供達にとっては大きなメリットです。

就学援助の給付に条件をつけることが、制度的に吹田市単独でできるかどうかお答え下さい。もし、できないとすれば制度上どこに問題があるのかも教えて下さい。

さらに、就学援助費が給付の目的どおり使われるように、仕組みを変えることはできないのでしょうか。せつかくの援助も保護者の遊興費に消えてしまっただけでは意味がないと考えます。

また、今回就学援助の対象者について調べたところ、受給条件が「市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、その世帯の前年の所得合計額が、生活保護基準で算定した生活費の 1.3 倍以内の者」となっていることがわかりました。この基準は北摂各市の中でも最も緩いものであり、その認定率も他市と比べて 1.5 倍から 3 倍ほど高いのです。数字を挙げれば、認定率は平成 20 年のデータで、豊中 20.5%、高槻 20.2%、茨木 17.8%、箕面 14.3%、池田 11.5%に対して吹田市は 29.3%です。全国平均は約 14%で大阪府平均が約 25%であることを考えても、財政状況が最悪というわけではない本市の小中学生の保護者の 10 家庭につき 3 家庭が保護を受けているという状況は明らかに異常です。そして今年度は、見込み額ですが、就学援助の支給額だけでついに 5 億円を突破することになっています。

こうした数字から分かることは、基準が緩いということです。阪口市長、財政難の折ですから、ゼロクリア一作戰もいいのですが、こうした問題点にもしっかりと見直しをかけてください。ちょうど子供手当でも支給されるタイミングですし、我々の会派が口火を切ったわけですから、恨まれ役は我々が買いますので、基準の引き締めと認定の厳格化をさせていただきたいと思えます。担当者の見解をお聞かせ下さい。

次に、子育て支援という点で関連のある子供手当について。来年度、子供 1 人あたり月額 13000 円の支給が予定されている「子供手当」ですが、本市では何世帯に総額いく

らの支給が予定されているのか、また、支給するに当たって事務費を含め本市が負担せねばならない金額はいくらほどあるのかお聞かせ下さい。

また、今度始まる子供手当では、従来の国の制度であった「児童手当」と同様に「外国人の親が日本国内に住んでさえいれば、子供が外国にいても支給される手当」であると仄聞しておりますが、なぜそんなおかしな制度になっているのでしょうか、根拠を詳しくお聞かせ下さい。

さらに、日本国内にいる外国人の親と海外に住んでいる子供の親子関係はどのように証明するのでしょうか。母国に複数の外国籍の養子がいるような場合でもすべて人数分の支給がされるのでしょうか。

そして、今回の「子供手当」の財源確保のため、将来的には扶養控除や配偶者控除が部分的に削られるとも聞いております。上記に示したような問題のある制度の実施のために国民の税金が使われることに対して、市としては国に制度不備を訴えることはしないのか、担当部局の見解をお聞かせ下さい。

次に食育をテーマに数点の質問を致します。

まず、手元に吹田市食育推進計画の素案があります。拝見したところ、よくまとまっていると感ずるのですが、二つの改善の要望がありますので、それぞれご見解をお示しください。

まず1点目、計画書の学齢期の項において、欠食率と学力のクロスデータを掲載するなどして、発達期に規則正しい食生活をしないことのデメリットを訴えてはどうでしょうか。

ただ単に、理想的な食生活を提案するだけでは、市民啓発に繋がりません。やらないことによるデメリット示すことで、市民を動機付けしてもらいたいのです。

2点目、忙しくて親が子供にご飯を作ることをしないことは、子供にとっては愛情の欠如となります。おにぎり一つでも作ってあげるだけで子供は親の気持ちを受け止めはずですから、食事は単なる栄養の補給だけではなく、人と人との思いの伝達手段でもあるということを啓発してください。

忙しい親が、自分のためにおにぎり一つでも握ってくれたという感謝の気持ちが、子供を健全に成長させるのです。単に、一緒に食事を取るということを進めるだけでなく、食事を作るということそのものが、大きな食育の取り組みであるという視点での訴え方を考えて下さい。

次のテーマです。作り手への感謝の確認や自分の食べるものは自分で作れるようにとの目的で「お弁当の日」という取り組みが広がっています。これは、親の手を借りず、自力でおかずを考えて調理した弁当を持って行く取り組みで、小学校高学年以上の児童・生徒を対象に年数回実施し、児童たちが作った弁当を持ち寄り互いに発表する取り組みです。2001年に香川県の小学校で始まり、全国では36都道府県、450校以上が実践していません。



本市の公立学校ではこのような取り組みは行われていますか。もし、行われていなければ食育推進の一環として導入してはどうかと考えますが、そのメリットとデメリットを含め担当部署の見解をお示し下さい。

次に、食育の推進の動きの中、国の制度で栄養教諭という役職ができ、本市でも小学校21校に栄養教諭と栄養職員が配置されております。こうした方々は、市の栄養士と共に学校給食のメニューなどを考えたり、単独で食に関する授業などを受け持つと聞いておりますが、吹田市の小学校給食のメニューは35校ともバラバラなんでしょうか。また栄養教諭の先生方は、年間何時間の単独授業をもたれているんでしょうか。お答え下さい。

また、栄養教諭の配置が進み、具体的に子供達の学習環境が向上した、または、食育活動が進んだという実績があればお示し下さい。

さらに関連して、給食調理の民間委託についてもお聞きします。私が給食調理の民間委託を訴えてからかなりの期間が経ちます。この間も組合側からは、退職した方の欠員の補充といった形で要求があったようですが、何を基準として「欠員」という表現を使っておられるのでしょうか。市と組合側で配置基準の取り決めなどがあるのであれば、具体的な数値を示して説明してください。

何度も議会で訴えておりますように、市職員である給食調理員の皆さんの労働と賃金のバランスは一般市民の方から見れば明らかな厚遇であり、早急な改善が必要と考えています。雇用契約が解除できないのであれば、少なくとも仕事量は増やすべきです。給食時間中に食育にかかわる啓発活動をしてもらうなどの活動も計画してください。

一部の怠惰な調理員さんの勤務状態を知る市民からは苦情の声も上がっています。教育委員会としてもある程度の実態は把握されているはずですが、もし、内部でチェックできないのであれば、我々議員が勤務状態を抜き打ち検査することも厭（いと）いませんが、いかがでしょうか。改善方法をお示し下さい。

そして、繰り返しになりますがここ数年の団塊の世代の退職に備えて、いち早く部分的な民間委託計画を立てていただきたいと思います。民間委託すると食の安全が保てないとか、アレルギー対応ができないという反論は、他市の民間委託の例を見れば破綻した理屈です。そして、民間委託の提案は、他の会派からも同じ意見が出ているはずですが、問題が明らかであり、改善を訴えているのに、問題を引き伸ばすことは議会軽視と言わざるをえません。我々が何のために予算をチェックし改善を訴えているのかわからなくなります。この点についての担当課の見解を求めます。

次に、みんなで支えるまちづくり条例について。

先の12月議会で条例案について質問と要望をしましたが、条例制定の目的について市長の最終的な答弁はなく、また今回の議会に上がってきたものをみると、議会の立場の担保など全く意見の反映がなされていませんでした。

市長や理事者の皆さんは、我々議員が議会で行う質問や提案をどのように受け止めてお

られるのでしょうか。二人くらいの小さな会派の意見は無視しても、多数決で可決されれば良いとお考えですか。

通したい議案があるのであれば、その必要性和提案者としての真摯な想いをお聞かせいただきたい。過去の行動を見ていただければ分かるように、我々の会派は何でもかんでも反対してきたわけではありません。数ある議案の中で、これは修正や見直しが必要だというものに限って是々非々で正面から議論しているまでであります。

そうした気持ちを受け止めてもらえない、正面から議論ができないということが私達は残念でなりません。

今回の条例案に対して前回と同じ指摘をするつもりはありませんし、前回までの説明では市長がその想いを演説で市民に語られれば条例を制定するまでもなく、用は足りると考えますので、私たちは条例制定に反対します。

次に障害者の支援についてお尋ねします。

大阪府障害者生活ニーズ実態調査によれば、障害者の就労率は20~30代よりも40~50代の方が低く、年を重ねるにつれて仕事につけていない状況が分かります。また、障害者の就労支援をされている方からのヒアリングでは、施設に通ったり、何かしらの日中活動を行っていない障害者の在宅率は20代から40代で倍増するとお聞きしました。また、この在宅率増加の要因を詳しく聞くと、「授産施設に通っても自分の役に立たない。」「遣り甲斐が感じられない」等の当事者の声があり、若い頃は自立を目指して訓練等を受けていても、受け皿が充実していないので年を取るにつれやる気がなくなってしまうというのが実情のようです。

このような現状を放置すると、在宅で生活する障害者のほとんどが生活保護に頼って生活することになります。能力的には働くことができる障害者が自分の可能性を見失い生活保護に移行してしまう。これは本当に悲しいことだと思います。全国には、身体障害者が360万人、精神障害者が303万人、知的障害者が約60万人いると言われるにも関わらず、今多くの受け入れ施設が定員割れを起こしている状況です。

平成18年障害者自立支援法施行に伴い、就労・自立がスローガンになっているにも関わらず、現状は一般就労は障害者には難しいとの声のみが多く聞こえます。障害者にとって本当の支援は、お金を支給するところではなく、施設を増やすことでもなく、個々の能力のできる仕事を任せて自立をしてもらうことではないかと考えます。

本市では、障害福祉と生活福祉、それぞれの部署が連携して本当の意味での障害者の自立サポートができていますでしょうか。現状の取り組みと課題をお聞かせ下さい。

次に、先日配布された第3次総合計画実施計画を見ますと、次年度から第3次男女共同参画プランの策定が始まるようですので、最近の20~30代の若者の意識調査などを参考にいくつかの提案と質問をしておきたいと思えます。

私は1977年生まれの32歳ですが、私たち1970年から80年に生まれた世代を「就職氷河期世代」と呼ぶことがあります。そして今、この世代が結婚・出産・子育ての適齢期を迎えているわけですが、この世代で所得が低いがために結婚ができないという事態が発生しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では2030年、つまり氷河期世代が50歳～59歳になるころに、50代の未婚率は、男性が今の12%から27.7%に女性が5.7%から20.3%になるといわれており、男性の3人に1人、女性の5人に1人が結婚をしなくなっているということです。また他の推計結果からは、非婚を望み、子供が欲しくない人が増えているわけではなく、我々氷河期世代をみると所得の低迷による非婚化が加速していく傾向にあるととらえることができます。

このような若者の低所得の裏には、昨今「派遣切り」などで注目される1986年に施行された労働者派遣法があります。そして1986年といえば男女雇用機会均等法が施行された年でもあります。これら二つの法律に関連性はないのでしょうか。1986年当時の日本はバブル経済期といわれ、労働力の確保に企業が必死であった時代です。そうした企業の要請を受けて政府が作ったのが上記の2つの法律であるという共通点があったことを、我々は確認しておくべきです。労働力の確保のためには仕事と家庭の両立支援が必要であり、政府は出産・育児期の母親たちをも基幹労働者にすべく、莫大な税金を投じて各地に保育園を次々に増設、国策として共働きを奨励しました。しかし、バブル崩壊後企業の様子は一転し、1990年代後半から、企業は不況脱出、生き残りをかけ、人件費の圧縮に取り組みます。新卒採用を抑制し、男女の区別なく非正規雇用が急増した結果、先に述べた氷河期世代が生まれるわけです。それでも、一度定めた法律の効力は存続し、1997年以降、共働き世帯が専業主婦世帯を上回る一方、派遣などの非正規雇用が急増しました。要するに労働力がだぶつき所得水準が引き下げられたのです。

他方で、過去の男女共同参画基本計画は、「性別役割分業」は誤っているとのイメージを世の中に流布し、男女に仕事と家事・育児の平等分担を求める一方、配偶者特別控除の廃止など、家族単位から個人単位へと社会システムの転換を促しました。こうした流れは、女性が専業主婦になることのモチベーションを下げるとともに、離婚の増加を促進する原因になってきたと考えられます。

ここで、誤解を生むといけませんので、意見を整理します。私は、男女共同参画に反対の立場ではありませんし、過去において日本に男尊女卑的な文化があったことも知っています。よって、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法ができて女性の権利は高まり、社会は発展してきた、女性の社会進出は歓迎すべきという立場です。

しかし、男女共同参画の錦の御旗の裏で、経済の合理化のものさしで進められた雇用形態の変化があった事実や、男らしさや女らしさを否定したり、専業主婦の地位を低下させたことによって、社会の基盤である「家族」が崩壊しつつあるという現状に警鐘を鳴らしたいのです。

専業主婦が尊い仕事であるということは、あえて説明もいらないことだと思いますが、あるデータを見てみたいと思います。関西大学の片桐教授が過去20年間の私立大学の大学生の意識変化をまとめた「不安定社会の中の若者たち」という著書のデータをみると、女子学生にいつまで仕事を続けますかと質問したところ、1987年は結婚もしくは出産までと答えた学生が60.4%で、ずっと続けると答えた38%を大きく上回っていました。それが男女均等雇用が進められた1997年になると逆転し、結婚出産までが42.5%であったのに対しずっと続けるが56.7%になっていました。しかし、2007年になると再逆転が起こり、ずっと続けるが48.7%に対し、結婚出産までが51.3%となっています。こうした変化に対し著者である片桐教授は「雇用機会均等法が施行されて20年以上経ち、均等法に大きな可能性を感じた世代は40歳前後になっている。アラフォーと言われるこの世代の生き方をみて、女子学生たちが勝ち組と思えるのは、結局安定した家庭を築いている人たちだという見方をするようになっていく」と分析されています。

ここで伝えたいのは、不安定な社会状況の中、安定した収入のある人と結婚し、専業主婦を望む女性が増えてきたということを若い世代のニーズとしてくみ取って、そのニーズに沿った制度設計を再構築していかなければならないということです。

さらに、女性のニーズを調べますと、平成20年5月に厚生労働省から発表された「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」では、働く女性にアンケートをとっても88.1%の方が、子供が1歳になるまでは子育てに専念したいと考えておられることがわかります。

そうしたニーズもあり、実は日本社会の現状は一応そうした形にはなっているのです。30歳から34歳のところで女性の労働力率が下がるM字カーブが国全体の傾向であり、吹田市もその傾向が顕著です。アンケート結果や実情を見ると、子供が小さいうちはお母さんが子育てに専念できる環境を整えてあげることが、母子共にメリットがありニーズにかなっていると考えられるのですが、吹田市のプランを読むと、M字カーブがまるでないことのように書かれています。担当部局の方に聞きたいのですが、なぜM字カーブ型の就労のパターンをネガティブに評価するのでしょうか。見解をお示し下さい。

ここで女性の就労支援の具体例をあげます。昨年視察した山口県の宇部市では、「育児サポートネット」というものをつくり、育児休業の代替要員として働きたい方と、将来の育児休業の代替要員を求める事業所の双方を募って市の方で登録し、育児休業を取る方が出た際にはスムーズに紹介できるようなシステムを作っておられました。本市はJOBナビという制度を既に設けておりますが、その一事業として、女性の育児休暇取得支援事業を行えないのでしょうか。この点、担当部局のご所見をお聞かせください。

宇部市の視察の関連でもう一点続けますと、宇部市の男女共同参画推進条例の基本理念には本市の条例にはない文言が2つありました。

一つは、「専業主婦を否定することなく、現実家庭を支えている主婦を男女が互いに協力し、支援するよう配慮につとめること」であります。そしてもう一つの文言は「男女が、

男らしさ女らしさを一方的に否定することなく男女の特性を認め合い、互いにその人格と役割を認めるとともに、尊厳を重んじあうこと、男女が性別によって法の下での平等の原則に反する取り扱いを受けないこと、男女がその特性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人格的平等が尊重されるように努めること」というものです。

「男らしさ、女らしさ」を大切にすることは、本当に大事なことです。けれども、一昔前の男女共同参画基本計画の誤りでそうした発言は「差別に繋がる」といったイメージが刷り込まれ、今の社会ではそうしたことを声を大にして言えない風潮があります。おそらく男らしく女らしくという表現が過去の男尊女卑の考え方につながるという意識があるからだと思いますが、言葉のマイナス面だけをとらえて言葉狩りをするのは得策ではありません。

この点は、教育にも関係することですので、少し説明しておきます。

男らしく女らしくという表現を堂々と使うためには、その定義を考えていく必要があります。まず大前提として、男と女が生物的に違うということは顕著な事実です。それは人類が生き延びてきた過程の中でそうなったのですから、否定しても始まりません。そして、男性には男性ホルモンが多く、女性には女性ホルモンが多く、それによって脳の発達にも大きな違いがあります。最新の脳科学で分かってきたのは、男と女では脳の使い方が違うということです。しかし、IQテストなどで実験すると脳の使う部分は違っても男と女は同じ成果をあげることができるということも分かっています。これは、違いはあれど男女の能力は同等であるということの証明であると私は考えます。よって、男らしい女らしい＝男が上で女が下という意識や男は仕事で女は家庭という意識は完全な誤りで、こうした認識は捨てなくてはなりません。

また、人間のホルモンの働きは人間が原野で狩りをしていたころからの遺伝子の組み込まれたものですから、男性は身体的な強靭さ敵と戦い仲間を守るといった狩りに適した能力にたけて、女性は戦いを好まず助け合いながら子供を産み育て住居の近くで採集をする能力にたけていることとなります。つまり、昔から言われるように男は強く育て外で戦う力を磨き、女は子育て家庭全体をマネジメントする能力を磨くという考え方は、科学的に合理性があるわけです。

私が主張する「男らしさ女らしさ」はこうした男女の特性を大切にしようということであり、こうした定義で男らしさと女らしさをとらえ、生物的な男女の特性を生かした社会システムを作っていくべきだと考えています。

現在アメリカでは、男女の特性に着目し公立学校での男女別クラス編成を積極的に取り入れ始めています。男子のクラスでは、誰がボスカを明確にし、教師もあえて命令口調で話をし、生徒同士を競わせながらやる気を高めるという方法をとります。一方、女子のクラスでは、女子が上下関係をはっきりさせることを好まないことから、教師もあえて上からの命令をすることをせず、助け合うことを好む特性を生かし、ペアで学習をさせるなどしています。

ここで、気づくことがあります。それは日本の現在教育は先に上げた女子の特性に合わせて行われているのです。こうしたことから、近年の日本では女子の能力が伸び、男子の能力が伸び悩んでいると仮説をたてることができるのです。

こうした教育が続くと世の中に変化がおこってきます。

その一つが、草食系男子の誕生でしょう。この言葉は深澤真紀さんの命名で雑誌「non-no」などで特集されて話題となりました。草食系男子の特徴はスリムで小柄、スイーツが大好き、親と仲良し、携帯電話は必需品、恋愛に積極的でない、人付き合いや恋愛に使わないエネルギーは一人で楽しむ趣味やファッションに向かう、などです。こうした男性が子供の親になったらどうでしょうか。おそらく父性的なかわりを子供ともつことが難しいのだと思います。

法律家の知人に聞きましたが、家裁送致になる非行少年を調べると、かなりの確立で、①母子家庭であるか、②父親が子供に無関心であるか、③父親が虐待を行っているか、のいずれかの類型に当てはまるそうです。こうしたことから子育てには、父性的なかわりが重要であることがわかります。そして、父性的なかわりをするのに適しているのが男性であることはいまでもありません。

二つ目、男女共同参画ではDVの撲滅を訴えています。内閣府の配偶者暴力相談支援センターの相談件数をみると、平成14年度は36000件ほどであったものが、平成17年度は52000件、平成19年度は62000件と、年々数が増加しているのです。この点は非常に皮肉なものだと思います。私の経験では、幼い時、妹に兄である私が手をあげたりしたら、父親から「男が女に手をあげるとは何事か。男は自分より弱いものを守れ」と厳しく怒られ、私は女性に対し絶対に手を上げなくなりました。力では大概の場合男が勝つのですから、当然のことを教えられたと思っていますが、男や女の区別を小さい時から認識させなければ、男性が女性に暴力を振るっても良心の呵責はなくなってしまうわけです。

このように「男らしさ女らしさ」を完全に否定し、男女の性差をなくしていくということは、生物学的にも合理性がありませんし、実社会にも良い現象をうみだしません。先にあげました関西大学の片桐教授の調査でも、「女らしさ」が主として女性の行動規制としてマイナスの意味を持つと女子学生に捉えられた時期は1990年代後半をピークに去ったと分析がなされています。

以上のことを踏まえて、「男らしさ女らしさ」のマイナス面ばかりをみて否定するのではなく、その良い部分に着目した再定義を行い、宇部市の条例などを参考に男女の特性を認め合う共同参画や教育を目指して、男女共同参画の3次プランを策定していくべきだと考えますが、この点について担当部局のご所見をお聞かせください。

以上で1回目の質問をおわります。

#### (教育政策推進官答弁)

環境政策推進に関わるご質問につきましてお答えいたします。

「全国都市のサステナブル度調査」につきましては、都市のサステナブル度を「環境保全度」、「経済豊かさ度」、「社会安定度」の3つの側面から、日本経済新聞社が独自に設定した指標をもとに定量的に測定・調査を実施したもので、全国618市が回答したものでございます。

その調査で本市は、8分野57指標で構成される「環境保全度」のほとんどの分野で、前回よりも得点を上昇させることができました。中でも、第2次環境基本計画を策定したこと、更に、地球温暖化対策新実行計画の策定に取り組んでいることが評価されるとともに、大気・水質・土壌の調査測定頻度など

「環境の質の分野」、福祉巡回バス運行事業など「交通マネジメント分野」、景観法に基づく景観計画区域の設定など「都市生活環境分野」での得点が全体の評価を押し上げたものでございます。

今後も、持続可能な都市モデルを世界に発信する「環境世界都市すいた」の実現に向けて、第2次環境基本計画を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

#### (政策推進部長答弁)

この4年間で自信をもってやりきれると言える施策について、市長にどのことですが、まず、政策推進部からお答え申し上げます。

市長が選挙時にマニフェストとして掲げた主要な政策課題につきましては、重点プログラム46として本市が推進していくべき政策課題として位置づけ、取り組みを進めてまいりました。これらの46項目につきましては、「自治・文化・にぎわい」「環境」「子育て・教育」「くらし・健康」「都市創造」「安心・安全・美しいまちづくり」「財政運営」をキーワードに、市民福祉の向上に資する施策や、将来を見据えて都市の基盤整備を進めていく施策などの推進を図ろうとするものでございます。

その進捗状況につきましては、46項目のうち既に実施済み・実施中のものが24件、一部実施済み・実施中のものが20件、実施方針まで決定しているものが2件という状況でございます。大変厳しい財政状況ではございますが、事業の実施内容や手法などについて十分な精査を行いながら、引き続き全ての項目の達成に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### (教育監答弁)

学校教育部に頂きました数点のご質問にお答え致します。

はじめに、教員人事権の移譲についてですが、大阪府より吹田市に移譲された場合、本市

独自の教育政策に応じた採用や配置など、よりきめ細やかな人事を行うことが可能となります。

その一方、人材確保や採用選考、あるいは教員の研修などに関する事務や費用の大幅な増加、年々変動する児童生徒の増減に伴う過員や欠員への対応など、様々な課題が予測されます。

そうした課題に対処する中間的な権限移譲として、例えば「三島地区4市1町」による共同採用試験や広域的な組織体制なども考えられますが、教員人件費の財源配分など法改正を要する諸問題もございます。そうした動向を見極め、より教育現場に近いところで施策を進める「分権の視点」から、研究、検討を進める課題であると考えております。

教育委員会におきましては、明日の日本を担う心豊かで逞しい子ども達の育成は、教育を託された各自治体、とりわけ基礎自治体である市町村の責務と考えております。

そうした見地から、教育委員会事務局は勿論、教育委員会議等におきましても、人事権移譲が本市の教育施策と学力をはじめとする子ども達の成長にどのように関わり、移譲に伴う諸課題にどう対処すべきか、また教育委員会と市長部局との連携、大阪府あるいは近隣各市との連携・共同のあり方などにつきましても、今後、更に論議を深めて参りたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてですが、本市と致しましては、平成22年度（2010年度）の調査は、抽出対象校を含むすべての小中学校で、国が示す調査日に実施し、児童・生徒一人ひとりに調査結果を返却いたします。各学校においては、過去3年間の調査による実績を踏まえ、児童・生徒の学力や学習状況を比較分析するなど、これまでの取組成果と課題の再検証を行なって参ります。また、教育委員会では、抽出対象校のデータをもとに、これまで課題であった内容について、本調査の趣旨を踏まえ、教科別平均正答率の公表ではなく、公表本来の目的に適う、無回答率など、指導方法の工夫・改善のために有効な数値を使いながら、その結果を公表して参ります。

続いて、食育に関わるご質問にお答えいたします。

本市においては、「お弁当の日」の取組は行なわれておりませんが、実践のメリットとしては、子どもの自主性や食についての意識を高める等が有り、デメリットは少ないものの、個々の子どもの生活環境には配慮する必要があると考えております。

本市では、同様のねらいで多くの小学校6年生の家庭科の授業において、各自、弁当箱を持参し、中学生になる意識付けも含め、お弁当づくりに学校で取り組んでおり、栄養教諭が中心となって作成した、本市独自の「食生活ガイドブック」なども参考にしながら、「一食つくれる吹田っ子」の育成に努めております。

小学校給食のメニューについては、35校同じ献立となっており、栄養教諭による食育の授業については、配置校や担当校において食育の推進に努め、単独で年間平均19.9時間の授業を行なっております。また、栄養教諭の配置と実践で、朝食の摂食率が87.9パーセントから98.7パーセントに上がったとの報告事例もあり、給食の残菜率が減





次に、勤務状態についてでございますが、すべての給食調理員に対して、服務規律等を遵守するよう学校長を通じて指導しておりますが、今後、さらに学校と連携を取りながら給食調理員の服務規律の確保に努め、指導を徹底してまいります。

次に、学校給食調理の民間委託についてでございますが、平成16年（2004年）6月に「吹田市小・中学校給食検討会議」を設置し、同年12月にいただきました「吹田市の小・中学校給食の在り方について」の提言で、効率的な運営方策といたしまして、調理業務の民間委託又は正規職員退職者不補充の方向の両論併記でありました。

これを受けて検討いたしました結果、民間委託に対する保護者の不安が大きいことや、退職者不補充を原則として国基準を基に多様な雇用形態、いわゆる再任用職員及び臨時雇用員等の活用により、今後、約9年間は、給食調理員の配置基準を見直した方が、経費の節減が大きくなると考えられますことから、引き続き、自校調理方式を堅持しながら、より効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、今後も議員ご指摘の趣旨も踏まえ、先進都市の事例を参考に研究してまいりたいと考えておりますので、以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### （児童部長答弁）

児童部にいただきました「子ども手当」に関するご質問につきまして、お答え申し上げます。

現在、国会において審議中であります「子ども手当」の本市における対象世帯数は、平成22年（2010年）2月末現在で

約36,000世帯、平成22年度（2010年度）の支給総額は

約71億円でございます。また、子ども手当給付事業に係る

本市の負担につきましては、約4億7,000万円となっておりますが、手当の支給に係る事務費につきましては、子ども手当

事務取扱交付金による国庫負担に伴い、本市における負担はございません。

次に、外国人への適用についてでございますが、児童手当につきましては、昭和56年（1981年）6月12日付け、厚生省

社会局長・児童家庭局長通知により、受給資格者の国籍要件の撤廃が示され、日本国内に住所を有する外国人につきましても、新たに受給が可能となり、この通知の趣旨が現在に至っているものでございます。

また、外国に居住する児童を支給対象としている点につきましては、市町村による審査のもと、実子・養子を問わず、認定請求者が当該児童を監護している事実が確認されれば、手当の支給を決定しており、児童手当法におきましては、特に児童の居住地について規定しておりません。

外国に居住する児童を支給要件児童として認定する場合につきましては、提出書類といたしまして、

- ①児童の氏名・生年月日・住所及び認定請求者との続柄が記載されたもので、その国の官公署が発行した証明書等
- ②認定請求者が当該児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることを証明する申立書、及び銀行が発行した送金通知等
- ③提出する証明書等の日本語翻訳文

以上の書類が必要となります。そして、提出書類等に疑義があれば、再度精査を行っているところであり、今後とも制度の適正な運用に向け、認定に当たっては引き続き慎重を期して

処理して参ります。

最後に、平成 23 年度（2011 年度）以降の「子ども手当」に関する制度設計に当たりましては、国が全額負担するとともに、自治体の意見を十分反映するよう全国市長会を通じ、国に要望しているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### （福祉保健部長答弁）

福祉保健部にいただきました数点のご質問についてお答え申し上げます。

本市では、平成 21 年度（2009 年度）から、吹田市食育推進計画の策定に取り組んでいるところでございますが、食についての課題は、年齢によって大きく異なることから、吹田市食育推進計画（素案）では、（1）就学前までの妊娠・乳幼児期、（2）小学生・中学生の学齢期、（3）中学卒業から 24 歳までの青年期、（4）25 歳から 64 歳までの成・中年期、（5）65 歳以上の高年期という 5 つのライフステージごとに現状や課題を分析し、それぞれに目指す姿と目標を設定しております。

①まず、学齢期の項で、欠食率と学力のクロスデータを掲載するなどして、規則正しい食生活をしないことのデメリットを訴えてはどうかとのことですが、本計画（素案）では、学齢期の項で、欠食率と学力の関係については触れておりませんが、第 3 章の基本的な考え方におきまして、基本項目の「健全な食生活」で「規則正しく栄養バランスのとれた食生活を営むことは、健康に暮らしていくための基本となります。」と掲げております。

また、学齢期の重点目標として、基本項目の「健全な食生活」で、「早寝・早起き・朝ごはん」の実践を掲げております。

②次に、「食事は単なる栄養の補給ではなく、人と人との思いの伝達手段でもある」ことを啓発してはどうかとのことですが、第 3 章の基本的な考え方におきまして、基本項目の「食を通したコミュニケーション」で、豊かで健全な心身を保つためには、家族や仲間と食卓を囲み、食を通したコミュニケーションの機会を増やす努力が必要として、一緒に食事を摂ることの大切さについては掲げております。

規則正しい食生活をしないことのデメリットを訴えることや、食は人と人との思いの伝達手段でもあり、親が食事を作ってくれたことに対する感謝の気持ちが、子どもを健全に成長させるということの啓発につきましては、今後、吹田市食育推進計画を基に、食育を推進していく中で取り組み、周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、障がい者の支援についてでございますが、

近年の長引く不況のもと、雇用情勢の悪化が一段と進んでおります中、障がい者の就労は、大変厳しいものがあると認識いたしております。

本市におきましては、障がい者の雇用機会の創出及び拡大を促進する観点から、公共職業安定所等を通じて障がい者を常用雇用しております事業主に対し、障がい者雇用助成金を2年間支給いたしております。

また、昨年9月に、市内の障がい者作業所等で製作された授産製品を、常設で展示販売する店舗「ハッピー アンド スマイル」をオープンさせ、授産製品の販売に対する支援は元より、障がい者の雇用につきましても支援しているところでございます。

また、自立サポートの課題といたしましては、事業主の障がい者の就労に対する理解がまだまだ不十分であることや、障がい者が就労に向けたトレーニングする場が少ないことなどが挙げられるのではないかと考えております。

今後とも、事業主等に対しまして、障がい者の就労に対する理解促進に一層努めてまいりますとともに、大阪府の障がい者就労サポート事業の周知を図りながら、すいた障がい者就業・生活支援センターや公共職業安定所等と連携をし、障がい者が就労することに生きがいや喜びを持っていただけるには、更に、どのような方策があるのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、生活保護を受給しておられる障がい者の方で、十分に稼働能力があると判断される方や、ご本人が就労を望まれる方には、公共職業安定所等と連携し、指導及び支援を行っているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### (自治人権部長)

自治人権部にいただきました、数点のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、「みんなで支えるまちづくり条例」に関しましてご質問でございますが、

①本条例を制定する目的につきまして本市では、平成19年(2007年)1月に自治基本条例が施行され、市民自らが公共を担っていかうとする意識が高まり、公共のとらえ方も変化しているものと認識いたしております。

こうしたことから、誰もが安心して安全に暮らし続けることができるまちづくりを進めるために、「自助、互助、公助」の役割分担の下、市民の有する英知や経験等をお借りしながら

ら、市民と共に支え合うまちづくりを推し進めるために、この条例案を提案したものでございます。

②次に、議会の立場の担保についてでございますが、本条例が制定されることにより、新たな公共の担い手として市民に参与していただく部分は、まちづくりの提案や実施などの部分であり、議会の担っております、議決権等に関与することはありませんので、議会の立場の担保については触れておらないものでございます。

続きまして、男女共同参画に関しますご質問でございますが、本市におきましては、平成14年(2002年)制定の吹田市男女共同参画推進条例に基づく具体的な行動計画である「すいた男女共同参画プラン」を策定し、男女が共に、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等な立場で参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざして施策を進めているところでございます。

③わが国におきましては、女性の年齢階級別労働力率をグラフにしますと縦軸に労働力率を横軸に年齢をとるもので、20歳代後半に一度ピークを迎え、30歳代で低下し、40歳代で二度目のピークを迎えるM字カーブを描いています。とりわけ、本市におきましては、M字カーブが国や大阪府より大きく落ち込み、女性の低い労働力率をあらわしております。このことは、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くなっていることを示しているもので、本市の場合、転勤等による転入者が多いなど特有の要因も背景にあると考えられます。

一方で、総務省の調査におきましては、女性の就業希望者を労働力人口に加えて算出した潜在的労働力率では、結婚、出産、子育て期の就業希望者が多く、さきほどのM字カーブの底は浅くなります。これは、女性の子育て期において、就業を希望しているにもかかわらず、現実には就業が困難である状況を反映しているものと考えられます。

そのことから、女性が結婚・出産後も安心して働き続けられるように、育児・介護休業や看護休暇を取りやすい職場環境づくりや、保育施設・留守家庭児童育成事業などさまざまな施策の充実や男性の家事・育児への参画を推進していく必要があると考えております。

④次に、「男らしさ」「女らしさ」についてでございますが、たとえば、「やさしさ」「積極性」「繊細さ」「包容力」などは、男女に限らずどちらにとっても人として大切なものです。

「男だからこうあるべき」「女だからこうあるべき」ということで生き方や働き方が制限されるのではなく、「人間らしく、自分らしく」生きることができる社会、また、一人ひとりが自分の意思で、性別にとらわれずに多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざして施策の推進に取り組んでいるところでございます。

その中で、配偶者からの暴力につきましては、平成13年(2001年)に制定されました「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」におきまして、身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害としています。その被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっ

ているとされています。

本市におきましては、次期男女共同参画プランの策定につきまして、男女共同参画社会の実現に向けて、まだ2年目である第2次プランにおける施策を推進するとともに、男女共同参画推進条例に基づき男女共同参画審議会の答申を受けてご意見をいただき諸過程を経て策定してまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### (産業労働にぎわい部長)

JOBナビすいたにおきます女性の育児休暇取得支援につきまして、産業労働にぎわい部からお答え申し上げます。

いわゆる育児・介護休業法の目的として、育児を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することと示されています。

ご指摘のJOBナビすいたで実施しております職業紹介事業におきましては、短時間労働や雇用期間に定めのあるパートタイマー求人など、様々な働き方に応えるために、多様な求人を取り扱っており、そうした中に、市内の事業所から育児休業期間中における人材確保として提出されました求人票に対して、紹介を行い、就職されたという事例もございます。

今後、ご紹介いただいた宇部市の事例を参考に、JOBナビすいたが本制度の啓発を促し、その制度の趣旨を活かすことができる機能として、役割を果たしていけますよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### (市長)

神谷議員からいただきましたご質問にご答弁申し上げます。

まず初めに、公約の達成状況についてでございますが、本市の政策課題に位置付けております「重点プログラム46」につきましては、おおむね達成してまいりました。これも市議会をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力の賜物と、心より感謝を申し上げます。

しかしながら、時代が大きな転換期に直面している今、行政の果たすべき役割も複雑多様化しており、各分野でまだまだ多くの新たな課題を抱えているものと認識いたしております。

今後とも、非常に厳しい財政状況ではございますが、さらなる財政健全化の取り組みを進めながら、あらゆる制度、システムなどの「確かな改革」に取り組み、吹田で暮らす喜びを感じていただけるよう、「壮大なビジョン」であります本市の将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市すいた」の実現に向け、全力を傾注してまいり所存でございます。

次に、教員の人事権の委譲についてでございますが、地方分権時代にありましては、権限、財源、人材の一体的な移転を前提に、分権を積極的に推進し、自己決定、自己責任、自己

経営を基本とする「自主・自律」のまちづくりを推進していかなければならないと認識いたしております。

教員の人事権の問題につきましても、基本的には同じ考えで進めていく必要があると思っております。そのため、長年続いてまいりました現行制度を大胆に見直し、子どものための教育の充実ということを第一義に、今後とも、広く各方面のご意見を承りつつ、教育委員会とも十分に連携しながら検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### (再質問)

お許しを頂きまして2回目の質問をさせていただきます。

市長のマニフェスト達成状況の説明は、数字だけでは分かりにくかったので、是非冊子にまとめ我々議員に配布するとか、ホームページで市民に公開するなどの方法でより詳しい説明をしていただくよう今後の取り組みを要望しておきます。

次に、栄養教諭の配置で実績は上がっているとのことでしたが、35校が統一メニューであれば献立の作成に一人当たりの労働力はそれほどかからないでしょうし、単独授業数もそれほど多くはないようです。そうして考えると、栄養教諭の当てられている仕事量が、一般の先生方よりも少ないことは明らかですから、市として、彼らのより充実した仕事内容を提案し、同じ学校スタッフとして有意義な人材活用を検討してください。

次に、子供手当についてですが、児童手当と同じく、子供が国内にいない外国人にも支給されるとのこと。しかし、一方で、児童扶養手当は子供が国内に住んでいなければ支給されません。これらの制度の違いが分かりません。また我々日本人の払った税金が日本に住んでもいない外国人に支給されるということは納得しにくい。

吹田市には、子供だけが外国にいるようなケースはないと思うが、将来的に制度の悪用がおこらないとも言い切れないので、養育の実態調査におけるチェックなど市が出来ることはきっちりとやって頂き、問題があれば厚生労働省に制度の不備を訴えていただくように要望しておきます。

次に男女共同参画について。

女性の就業希望者のデータをとると、M字カーブは浅くなるとの説明でしたが、子供は幼いが就業を希望する女性のうち、本当は子供をおいて働きたくないが家計を支えないといけないので就業を希望している人の割合を引かないと、子育て期の女性の本当のニーズは分かりませんので、3次プランを作る際には関西大学と連携するなどして、是非吹田市でアンケートをとってみてください。

男らしさや女らしさを追求することのデメリットを強調し、そのすべてを否定しては問題がある。良い面もあることとお話したのだから、「男らしさ、女らしさ」も「自分らしさ」の一部として受け入れていく方向で啓発事業を進めてください。

③答弁を聞くと、私の提案はほとんど参考にすることなく、今ある条例と審議会の意見

で3次プランを考えていくということでしたが、私が指摘したジェンダー論は、1949年に刊行された、フランスのボーヴォワールの著作『第二の性』で書かれた「人は女に生まれるのではない、女になるのだ」といった形で女性らしさが社会的に作られた約束事に過ぎないという理屈です。条例にはこの理屈が並んでしますし、審議会のメンバーもこうした理屈が好きな人が多いことを経験からわかりました。それではいつまでたってもプランは変化しません。

日本ではいつの間にかジェンダー理論が、国の制度や条例に刷り込まれ、政治や教育の世界では金科玉条のように扱われています。私は議員になって3年間ずっとこの点に疑問を感じ男女問わず、多くの市民にこの問題を投げかけてきましたが、ほとんどの市民も過度なジェンダー論おかしいと思っていることを知り、自分の主張に自信がもてるようになりましたので、そうした市民の声を代弁するつもりで、今回このテーマで多くの時間を割きました。

たった50年ほど前に作られた西洋の思想に翻弄され、日本の先人達が長年にわたって築き上げてきた生物的特性を生かした人材育成システムと相互扶助の家族システムを崩壊の方向に向かわせようとしているのは、今を生きる我々の大きな罪ではないでしょうか。

若い世代の意識も変わってきているとお話しました。繰り返しますが次回のプラン作りには、そうした若い世代の声もしっかり取り込んで、政策の方向転換を図ってください。

そして少なくとも私たち吹田新選会は、今の男女共同参画プランに問題を感じていることは覚えておいてください。3次プランの出来上がりに期待しています。